

〔研究ノート〕

## DV 被害を受けた母親の可視化しにくい困難 —母子世帯向けシェア住居での事例調査から—

杉野衣代

### 要旨

本研究ではドメスティック・バイオレンスに着目し、その被害者の中でもシェルター（一時保護）を利用せずに配偶者の元を離れ生活再建を行う被害者を研究対象とする。現行の被害者支援制度をなぜ彼女たちが利用しなかったのかという点を明らかにすることにより、DV 被害者支援制度改善の一助となることを目的とする。研究手法は、暴力被害がきっかけとなり私的なルートで母子世帯向けシェア住居に転居した被害者と共に居住するというアクションリサーチの手法を用いた。調査結果からは、現在の DV 被害者支援制度では、一時保護制度がニーズに合わないために暴力を振るう配偶者から離れた後も困難な状況に陥る母子を生み出していることが判明した。また、3名の調査対象者に共通する点は以下の2点である。まずは、3名とも行政機関に相談するというアクションを起こしているが、そこから DV 被害者支援制度につながっていないことである。次に、DV や DV 支援制度についての知識が不足していることである。このような被害者が利用可能な制度となるようシェルター以外の選択肢を設け「行き場」を確保し支援を提供すること及び自分が DV 被害者かどうか迷うくらい認識にある DV 被害者にアプローチすることが必要であると考えられた。

### 1 研究の背景と目的

日本において、約3分の1という多くの成人女性が親密な関係にあるパートナーからの暴力であるドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence, 以下「DV」）の被害にあっていることが報告されている（内閣府男女共同参画局2018）。日本では2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」）」が制定されDVへの対策が進められてきた<sup>1</sup>。直近では、厚生労働省にて昨年7月から「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会（以下「検討会」）」が開催され、

DVをはじめ人身取引やストーカー被害など困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討し、婦人保護事業の見直しを図っている。

本稿では公的な DV 被害者支援制度も民間シェルターも利用せずに加害者である配偶者から離れて生活再建を行う DV 被害者に焦点を当てる。その中でも、DV 被害が起因となって母子世帯向けシェア住居（以下「母子 SH」）に転居した被害者を対象とする。このような被害者を対象とすることにより現行の被害者支援制度をなぜ彼女たちが利用しなかったのかという点を明らかにし、支援制度改正の一助となることを目的とする。

## 2 DV被害者支援制度についての先行研究

内閣府男女共同参画局(2016)によると、公的なDV被害者支援制度は、相談、一時保護、自立支援、保護命令及び通報で構成されている。しかし、一時保護制度は売春防止法に基づいて実施される婦人保護事業を利用しており、売春防止法が孕む女性差別的な性質が被害者支援という目的となじまないことについての批判も多い(須藤 2011, 宮本 2013, 戒能 2013・2017・2019, 小川 2015)。さらに、自立支援は各自治体に委ねられているため自治体によって支援のあり方に差異が生じている実態にある(戒能 2013)。

支援制度がこのように不十分な状況にあるのは、2001年のDV防止法制定時には保護命令制度の導入が最優先課題であったため、トータルな被害者支援システムの構築が想定されていないことに端を発する(戒能 2017)。その上、戒能(2017)は、一時保護では退所後の見通しも立たないまま、行動の自由を制限されるような厳しいルール(通勤・通学はできない、携帯は預かる、外出規制など)が入所を断念させていることを指摘している。このような状況から、戒能(2019)は近年の婦人相談所一時保護件数と保護命令既済件数の減少は「一時保護」と「保護命令」制度の機能不全と考え、現行の制度設計そのものの問い直しの必要性に言及している。このような状況の中、2019年6月開催の厚生労働省の第8回検討会では、一時保護事業の運用面での見直し方針が提示された。その方針では支援につながらない人への対応として、一時保護での携帯電話等の使用制限の見直しや主に若年女性を対象としたSNSを活用した相談体制の充実という一時保護の規則緩和と相談窓口の拡大という改善案が上がっている。このような改善は必要であるが婦人保護事業の枠組み内での改善に限られ、婦人保護事業を超えた制度設計そのものの検討はなされていない状況にある。

## 3 研究方法

### 3-1 研究プロセス

筆者は2015年と2017年にそれぞれ約2ヶ月程度母子SH<sup>2</sup>にて配偶者の元を離れて生活再建を試みる被害者と共に住まい、彼女たちの課題を共有し共に解決策を模索するというアクションリサーチの手法による調査を行った。また、住み込み調査と併せてインタビュー調査等を行うことにより補足的な情報を得た。本研究は、DVに特化した支援機能を持たない住まいでの日常生活の中で被害者が生活再建をする過程で何を困難ととらえそれに対して筆者や他の調査協力者がどのように相互作用の相手方になっていたかを調査することを目的としている。それにより、DV被害者支援制度を検討するための示唆が得られるのではないかと考えるこの手法をとった次第である。

2015年と2017年に住み込んだ母子SHは異なるハウスであり、それぞれ母子SH「X」、母子SH「Y」と呼ぶ。これらの住居は母子の住生活について研究を行っている研究者から紹介を受けたものである。住み込み期間中の様子は日々フィールドノートに記録する方法をとった。また、住み込み終了後にLINE<sup>3</sup>を使用した補足質問や対面でのインタビュー調査(非構造化インタビュー調査)を実施した。フィールドノート及びインタビュー調査の内容は、団体や個人が特定されないように匿名にしたり、本意を損ねないように内容を修正したりしている箇所がある。また、アルファベットにしている固有名詞等は地名や人名の頭文字を意味していない。なお、住み込み調査は筆者1人で行ったものである。2015年と2017年では筆者の所属する研究機関が異なり、2015年の調査は筆者が当時所属していた大学の規定に基づき調査の承認を得て行った。また、2017年の調査は筆者が所属する大学の研究倫理審査で承認を得て行った。

### 3-2 母子SH入居者のプロフィール

ここではそれぞれの母子SHの簡単な状況と

入居者のプロフィールを、まず母子SH「X」、次に母子SH「Y」の順で紹介する。筆者が住み込んだ当時のXには筆者以外に2世帯が居住していた。Aさんは配偶者の元から逃げてからまだ2ヶ月半程しか経っておらず多くの課題を抱えていたため筆者はAさんの生活再建についての相談相手となった。筆者が住み込んだ当時のYには筆者以外に4世帯が入居していた。母親の帰りが遅い時に筆者が夕食後に子どもたちの遊び相手になって母親の帰宅を待つこともしばしばあり、そのことが母親たちと会話をするきっかけとなった。こうしたシェア住居内での日々の経験の積み重ねが調査協力者と筆者とのラポールの形成に貢献したと考えている。

住み込み調査中は、筆者自身のライフストーリーの自己開示を居住者から求められることもしばしばあり、筆者が開示できる範囲で開示していった。なお、オーバーラポールを避けるために居住者同士や居住者とその友人等との交流には干渉しないようにして、居住者の日常生活に入り込み過ぎないように心がけた。

## 4 調査結果

### 4-1 身体的暴力を受け母子SH「X」に逃れたAさん

#### 4-1-1 AさんのDV被害経験

Aさんは配偶者から身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力という複数の暴力被害を受けていた。杉野(2017)で述べているように、Xに逃れたのは配偶者から身体的暴力を受け緊急的に住まいが必要になったことがきっかけであった。Aさんは配偶者からの身体的暴力に身の危険を感じ警察に通報したが、そこから一時保護へは繋がらずしばらく友人宅に身を寄せた後にAさんの仕事仲間から勧められたXへ転居する。DV被害者支援に繋がらなかったことには、Aさんが被害者支援制度の存在を知らなかったという要因もあった。

#### 4-1-2 母子SH「X」における支援者としての筆者

杉野(2017)にあるとおり、筆者が住み込み調査をしていた期間(約2ヶ月強)のAさんはまだ配偶者から離れて生活するという決断をしておらず、生活再建の方向性が定まっていな

表1 調査協力者のプロフィールとインタビュー時間

	年齢	居住SH	子ども	DV被害	インタビュー時間
A	20代前半	X	1人(a1:未就学児)	有	約130分
B	30代後半	Y	2人(b1、b2:小学生と未就学児)	有	約100分
C	40代前半	Y	2人(c1、c2:2人とも未就学児)	有	約80分
D	30代前半	Y	1人(d1:未就学児)	無	実施せず
E	40代前半	Y	1人(e1:乳児)	無	実施せず

※ 年齢は筆者が住み込み調査を実施した当時。Xは2015年、Yは2017年。

※ 居住者以外にもYの管理人(2名、管理人I、管理人II)にも調査協力者となっていた。

い状況にあった。Aさんは、以前から子どもの検診などで顔を合わせる保健師にDVの相談をしており、Xに移ってから保健師と連絡を取っていたが、Xへの住み込み調査の期間中に筆者はAさんからDV被害者支援制度をはじめ生活再建に関する様々な助言を求められた。その他にも、Aさんからの求めに応じて配偶者暴力相談支援センターに同行したり、自殺念慮が高まったAさんに寄り添って精神科クリニックを探したりした。

Aさんはシェルターや母子生活支援施設への入所を検討したが、それらはAさんのニーズに合わず入所に至らなかった。入所に至らなかった理由には、Aさんが性産業に従事しており、そのうちやめたいという意志はあるものの、性産業にしばらく従事し続けて子どものために貯金することを望んでいたことがあった。

## 4-2 住まいを転々とした後に母子SH「Y」にたどり着いたBさん

### 4-2-1 6年に及ぶDV被害

Bさんは配偶者からの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力といった様々な暴力により緊張する家庭での生活を約6年間経験した。最終的に、配偶者がBさんに身体的な暴力を振るったことをきっかけに子どもと共に家を出て友人宅に身を寄せた。警察に配偶者の安否確認の目的で通報したところ警察から「それDVですよ。」と言われ自分がDV被害者であることに気がついた。その際に、警察からはシェルターを勧められたがシェルターに入ると通学や通勤ができず収入も途絶えてしまうため入所しなかった。Bさんは友人宅にしばらく滞在した後、Bさんにとってなじみのある甲地方へ移動した。

### 4-2-2 甲地方での生活

甲地方ではすぐに住まいが見つからずしばらく友人宅を転々とし住民票が定まらなかったため、b1ちゃん(小学生)は2ヶ月間学校に通うことができなかった。DV被害者支援を使用しようと相談したものの支援制度も使用できな

かった。住民票は閲覧制限したが、配偶者に居住地を知られてしまい配偶者が居住地に何度か来てしまった。そのため以前からしていた仕事は配偶者が押しかけてくると仕事先の人たちに危害が及ぶ可能性があるという理由で断念した。甲地方に移ってからは仕事と水商売を掛け持ちしたこともあり日々必死だったと語っていた。Bさんは、甲地方に数ヶ月間居住していたところ、Yの存在を知ったためYへ転居した。

### 4-2-3 母子SH「Y」での生活再建

筆者が住み込み調査を開始した時、BさんはYに引っ越して2ヶ月弱が経過した頃であった。その頃には配偶者とは既に離別していた。Bさんは筆者や他のシェア住居の居住者に、時折暴力被害の状況を話した。筆者は話を聞く中で、Bさんがウォーカー(1979=1997)が提示した虐待サイクルの中にあったと見受けられたため、それがDV被害においてよくある現象であることを説明した。さらに、DV被害の本質が理解できDV被害から立ち直す手助けになる書籍<sup>4</sup>を渡した。Bさんは紹介した書籍に書かれた被害者の状況に共感を示し、自分も同じ状況にあったと語っていた。また、転職するための資格取得方法やその助成金、フィナンシャルプランナーへの相談など生活再建の上で必要となる仕事や必要な資金のことについての不安があると語っていた。このような情報を筆者はできる範囲で提供していった。

### [フィールドノート(Y):Bさん、Cさん、管理人II<sup>5</sup>さん、筆者]

管理人IIさん、Bさん、Cさんの3人で話していた。管理人IIさんが、「飛び降りようと思って階段登ったりさ、電車に飛び込もうと思ったことあるけどさ、途中でいかんいかんと思ってやめた。」と言うと、Cさんが「みんな死のうと思った経験あるよね。」と続く。Bさんが「私も死のうと思ったけど、死ぬ前に何かやってやる—と思った。」とさらに続き、Bさんが笑いながら「死ぬ気になればいろいろできるもんね。」と言っていた。

休日のリビングルームでは、居住者や管理人が集まって会話をしている場面によく出会った。リビングルームは、自殺企図（念慮）の経験の共有といったセンシティブな会話も安心してできる場となっていた。

### 4-3 DV 被害者かどうか分からないという C さん

#### 4-3-1 モラハラから身体的な暴力へ

Cさんは配偶者から無視されたり、怒鳴ったり脅したりして配偶者の言い分を通そうとするモラハラ（精神的暴力）が4～5年間続いたと語っていた。Cさんは自分が変われば配偶者のモラハラも終わるのではないかと考え、いろいろなセミナーに参加して自分を変えようとしてきたが結局配偶者との関係は修復できなかったと語っている。最終的に、配偶者はCさんに身体的な暴力を振った末に家を出て行ったということだった。Cさんは正社員として働いており、配偶者や子どもと住んでいた家はCさんの持ち家であった。配偶者が家を出た時に自治体の子ども関係の相談窓口や警察に相談したところDVだと言われたが、Cさんとしては自分があまりDV被害者である自覚はない。また、役所からはDV被害者の支援制度は全然教えてもらえなかったと語っていた。

#### 【インタビュー：Cさん】

C：一つ言うのは、こてんぱんにはならないで済んだっていうところが、別に入院するほどのけがでもなく、収入が途絶えて生活保護受けるほどでもなく、住む家がなくシェルターに逃げ込むほどでもなく、ある意味淡々と毎日会社に行き、日常生活がどうにか成り立つレベルで済んでしまったがために、（自分が）DV被害者だと、こう言っているのかどうか分からないんですよ。（中略）（自分がイメージするDV被害）よりは（自分が受けた被害は）軽いんじゃないかっていうところでのためらい。（自分が）DV被害者であるっていうことに対して、だから、世の中で思ってるDV被害者っていう

イメージほどにはひどいことにはなんなかったっていうのと、多分向こうは「俺、加害者じゃねえよ」って思ってたんだろうなって思うと、そこは、そこですかね。だから、DVっていうのはもっとひどいものなんじゃないか。

CさんはイメージするDV被害者より自分の身体的な負傷の程度が軽く、暴力被害後も今までどおりの生活が続けられたこと、またCさんの配偶者に加害者意識がないと推測される状況からCさん自身がDV被害者であるのか躊躇している状況にある。さらに、様々なセミナーに参加する中で自分よりもっとひどい被害を受けたDV被害者に出会ったことも躊躇する要因となっている。

#### 4-3-2 自宅から母子SH「Y」への転居

筆者が住み込み調査を開始した時、Cさんは自宅からYに引っ越して約2ヶ月半が経過した頃だった。夕食の提供と夜間の子どものケアがあるYに魅力を感じたため転居したということであった。住み込み中に、筆者はCさんからDV被害者とは何かという質問を受けたのでそれに回答していった。筆者の回答にDさんが補足してくれたこともあった。また、調停離婚手続き中だったCさんに求められて、筆者は離婚手続きについての資料を渡している。

## 5 考察と今後の課題

### 5-1 結果のまとめ

調査結果からは、現在のDV被害者支援制度では、AさんやBさんのように一時保護制度がニーズに合わないために暴力を振るう配偶者から離れた後も困難な状況に陥る母子を生み出してしまっている状況にあることが判明した。また、3名に共通する点は以下の2点である。まずは、3名とも行政機関に相談するというアクションを起こしているが、そこからDV被害者支援制度につながっていないことである。次に、DVやDV支援制度についての知識が不足していることである。

## 5-2 考察

では、一時保護制度に代替する支援はどのようなものが考えられるか。また、この3名の調査協力者はなぜDV被害者支援制度を使用していないのか、そしてどのような制度があれば彼女たちが利用可能となるのかを調査結果から考察していきたい。

### 5-2-1 DV被害者の「行き場」の確保と支援の提供について

本調査結果ではAさんとBさんの2名がシェルターへの入所を拒否している。その理由にはAさんもBさんも子どものために働かなければならないという意志が一時保護よりも優れたという共通点がある。彼女らはニーズに合わないシェルターに入所せず、自力で住まいを探し生活再建を試みるが何度かの転居と経済面での困窮等様々な困難に直面するはめになっているのである。こうした彼女たちの状況を考えると配偶者の元を離れる時点でのシェルター以外の行き場の選択肢を増やす必要があると考えられる。例えば、住まいと同時に必要な時に相談できる体制を確保し、さらに身の危険を感じた時に1泊2日などの短期間でのシェルター利用が可能であるような選択肢が公的な支援制度として設けられれば、彼女たちも利用が可能となるのではないだろうか。

### 5-2-2 DV被害者かどうか迷うくらいの認識にある被害者へのアプローチの必要性

最初に相談した時点で被害者がDV被害者であると認識していない状況があることが、BさんとCさんの事例から判明した。これは、DV被害とは何かについての正しい知識がまだまだ普及していないことを意味していると考えられる<sup>6</sup>。日本でDVという言葉が普及して久しく、DVという名前が与えられたことで社会問題化に成功した。しかし、調査結果では、Bさんが自分が被害者であるという認識がなく6年間暴力的な環境に身を置いていた状況にあったことが判明した。また、CさんのようにDVが深刻な暴力であるという認識がDV被害を狭く解釈することになり、その結果自分の被害がDVで

あるかどうか迷いを持ち支援制度にたどりつかない状況があることも分かった。バンクロフトは「被害者が加害者に対して恐怖心を持っていること」及び「加害者が被害者を精神的に痛めつける行為を行なっていること」の2つがDVの特徴だと語っている(NPO法人レジリエンス2011)。このことからCさんも被害者であると考えられるが、このような暴力の定義は普及していない。彼女たちのような被害者を支援制度で捕捉するために、自分がDV被害者かどうか迷うくらいの認識にある被害者が支援につながるよう相談窓口の間口を広げ普及させる必要があるだろう。また、このような層にアプローチする研修などを開催し、DV被害者であるという気づきが得られるよう知識の普及を図ることが必要だと考えられる。これらの体制整備も公的に進めていくべきであろう。

## 5-3 本研究の限界と今後の課題

本研究は、日本に30戸程しか存在しない母子SHに住み込み調査であり調査協力者が少数であること、また、調査した母子SHが育児の負担軽減を謳った住まいであるため、調査協力者(居住者)は全て未就学児以下の子を持つ母親に偏りがあることが本研究の限界である。さらに、母子SHは半数以上が東京都内に存在するという都市部への地域偏在もある。今後とも同様の調査を進めることが必要であると共に、母子SH以外に居住しながら支援制度に結びつかない人たちの調査が必要であると考えている。

## 謝辞

Aさん、Bさん、Cさんをはじめ調査にご協力いただいた皆様、住み込み調査をご快諾いただいた母子SH「X」及び「Y」の運営者様に深く感謝申し上げます。また、立教大学コミュニティ福祉学部日本学術振興会特別研究員(RPD)葛西リサ氏には住み込み調査をさせていただいた母子世帯向けシェア住居をご紹介い

いただきました。なお、本研究は、お茶の水女子大学大学院生研究補助金からの助成を得て行なっています。ここに深く感謝いたします。

## 注

- 1 同法は3度に渡って改正された。現在の名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」である。
- 2 国土交通省(2012)によると、シェア住居は、親族や会社・学校などの知人・友人ではない他人と、共同利用する施設や設備を有する住居を指す。母子SHはシェア住居の一形態であり、筆者が住み込んだ母子SHは仕事と家事・育児で時間に追われるシングルマザーの家事・育児負担を子育て支援サービスの提供や外部サービスの導入、または住人同士の共助によって軽減することを目的とした住まいである。葛西(2018)によると、営利企業による母子SHの開設は2008年頃から始まり、2018年10月現在総開設戸数は30カ所を超え増加傾向にある。
- 3 主にスマートフォンで使用するコミュニケーションアプリである。
- 4 紹介した書籍はNPO法人レジリエンス(2005)及びNPO法人レジリエンス(2010)である。書籍名等は参考文献に記載している。
- 5 母子SH「Y」の管理人であり、シングルマザー。
- 6 調査結果では、Cさんが配偶者が加害者意識がないと思っていると語っているが、加害者が自分の加害行為を認めないことはDVの加害者の特徴だと言える(バンクロフト・シルバーマン 2002=2004)

## 参考文献

- Bancroft, L. & J. G. Silverman., 2002, *The Batterer as Parent: Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics*. Los Angeles, CA: Sage. (=バンクロフト・シルバーマン 2004, 幾島幸子訳『DVにさらされる子供たち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』金剛出版)
- 戒能民江(2013)「DV法10年：女性支援はどこまで進んだか」戒能民江編著『危機をのりこえる女たち - DV防止法10年, 支援の新地平へ-』3-9頁, 信山社。
- 戒能民江(2017)「DV被害者支援から見えてきたもの - 支援の現状と課題」『国際ジェンダー学会誌』Vol.15, 10-30頁。
- 戒能民江(2019)「女性に対する暴力の動向と課題」『NWEC 実践研究』第9号, 6-26頁。
- 国土交通省住宅局(2012)『民間賃貸住宅における共同居住形態に係る実態調査報告書』。
- 葛西リサ(2018)『住まい+ケアを考える ~シングルマザー向けシェアハウスの多様なカタチ~』, 西山卯三記念 すまい・まちづくり文庫。
- 宮本節子(2013)「社会福祉施設としての婦人保護施設の現実 - その概要と実態」須藤八千代・宮本節子編著『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題 女性支援の変遷と新たな展開』13-52頁, 明石書店。
- 内閣府男女共同参画局(2016)『STOP THE 暴力 配偶者からの暴力で悩んでいる方へ[平成28年度改訂版]』。
- 内閣府男女共同参画局(2018)『男女間における暴力に関する調査報告書』。
- NPO法人レジリエンス(2005)『傷ついたあなたへ - わたしがわたしを大切にすること - DVトラウマからの回復ワークブック』梨の木舎。
- NPO法人レジリエンス(2010)『傷ついたあなたへ(2) - わたしがわたしを幸せにすること - DVトラウマからの回復ワークブック』梨の木舎。
- NPO法人レジリエンス(2011)『ランディ・バンクロフト氏が答える Q & A ドメスティック・バイオレンスの真実』NPO法人レジリエンス。
- 小川真理子(2015)『ドメスティック・バイオレンスと民間シェルター - 被害当事者支援の構築と展開』世織書房。
- 須藤八千代(2011)「婦人保護施設の現在とその理論的検証」『社会福祉研究』第13巻, 11-23頁。
- 杉野衣代(2017)「シェア住居において生活再建を試みるDV被害者の生活実態」『人間文化創成科学論叢』, 19, 255-263頁。
- Walker, L. E., 1979, *The Battered Women*. New York, NY: Harper & Row. (=ウォーカー1997, 斎藤学訳『バタード・ウーマン 虐待される妻たち』金剛出版)

Invisible Deprivations of Intimate Partner Violence Victims: A Case Study in Single Mothers' Shared Houses

Kinuyo Sugino

Summary

This study focuses on the intimate partner violence. Subjects of this study are victims who are rebuilding their lives without using shelters (temporary protection). I considered that clarifying the reasons why they did not use the official support system is an effective way to improve the protection system for these victims. I adopted an action research method, that is, I lived with the victims who moved into single mothers' shared houses without any official support. I found that mothers and children experienced deprivation because temporary protection system did not meet their needs. And there are two common points that three victims experienced. First, they took actions to consult with official agency, but they could not get sufficient support. Second, the victims lack in the knowledge about intimate partner violence. I suggest that securing safe places by adding shelters and supporting them are indispensable. Additionally, approaching victims who ambiguously recognize themselves as victims is necessary.